

市有財産売払一般競争入札公告

下記の市有財産について、一般競争入札による売払いを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の6及び菊川市契約規則（平成17年菊川市規則第30号）第5条の規定に基づき公告する。

令和2年4月16日

菊川市長 太田順一

記

1 入札に付する事項

物件番号	土地の表示	地目	面積 (㎡)	最低売払価格 (円)	備考
R 2 - 1	菊川市大石525番1	宅地	576.12		
	菊川市大石525番3	宅地	332.87		
	計		908.99	8,910,000	

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 当該市有地に関する事務に従事する菊川市の職員
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらの者と密接な関係を有する者
- (5) 買受けた市有地を次のイから二に掲げる用途に供しようとする者
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める風俗関連営業又は同条第13項に定める接客業務受託営業その他これらに類する用途
 - ロ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途
 - ハ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途
 - ニ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途
- (6) 市有財産売払一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (7) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(8) 前各号に定める者のほか、必要とした条件を満たしていない者

3 入札執行の場所及び日時

(1) 場所 菊川市堀之内61番地 菊川市役所庁舎東館E302会議室（東館3階）

(2) 日時 令和2年6月8日（月） 午前10時30分から

4 入札参加申込書の受付期間、受付場所及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和2年4月27日（月）から令和2年5月26日（火）までの
午前8時15分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付場所

菊川市役所企画財政部財政課（菊川市役所本庁3階）
住所：菊川市堀之内61番地 電話番号：0537-35-0919

(3) 申込方法

持参による。

5 入札関係書類の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和2年4月27日（月）から令和2年5月26日（火）まで

(2) 配布場所

4(2)記載の場所及び菊川市ホームページ「市有財産売却情報」による。

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札

(2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札

(3) 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札

(4) 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札

(5) 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2人以上の代理をした者がした入札

(6) 入札書の金額を訂正した入札

(7) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの

(8) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札

(9) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正な行為があった者がした入札

(10) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者がした入札

(11) 郵送による入札

(12) 前各号に掲げるもののほか「入札案内書」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者がした入札

7 入札心得書を示す場所

5 (2)記載の場所で配布する。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

9 入札方法

入札書は、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出すること。また、理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認められない。

10 落札者の決定

最低売払価格以上で、かつ最高価格の入札者を落札者とする。この場合において、最高価格の入札者が2人以上あるときは「くじ」により落札者を決定する。

11 契約及び売買代金の納付

(1) 契約

落札者は、落札決定の日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に、市が定める売買契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 売買代金の納付

契約を締結した者は、契約締結日から60日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）で市が指定する期日までに、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

12 契約保証金

落札者は、売買契約締結時までに、落札金額の100分の10以上の金額を、契約保証金として納付しなければならない。

13 用途の制限等

落札者は、買受けた市有地を2 (5)イから二に掲げる用途に供する（貸主としての場合も含む）ことができず、第3者に対して買受けた市有地の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、用途の制限を承継するものとする。

14 その他

(1) 入札参加者は、本公告のほか、市有財産売払一般競争入札案内書及び物件調書を熟知のうえ入札に参加しなければならない。

(2) 物件は、現状有姿で売払うとし、現地説明会は行わない。

(3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(4) 本公告に関する照会窓口は、菊川市企画財政部財政課（0537-35-0919）とする。